第 22 回機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第２小委員会）	資料１
令和８年 11 月２日	

今回の小委員会で扱う健康被害情報について

１．制度等の概要

○　各都道府県知事等が把握した機能性表示食品等の健康被害情報については、関係通知（※）に基づき、厚生労働省に報告されることとなっている。

※関係通知
- 「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和６年８月 23 日付け健生食監発 0823 第３号）
- 「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和６年８月 23 日付け健生食監発 0823 第５号・消食基発第 190 号）
- 「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和６年８月 23 日健生食監発 0823 第４号・医薬監麻発 0823 第１号）

○　厚生労働省に報告された機能性表示食品等の健康被害情報については、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則（令和６年５月 29 日食品衛生監視部会長決定）第１条に基づき、食品衛生監視部会の下に設置された「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第１小委員会及び第２小委員会）」において、食品衛生法上の措置の要否についての検討を行うこととされている。

２．今回の小委員会で扱う健康被害情報について

○　厚生労働省に健康被害情報が報告され、今回の小委員会において、食品衛生法上の措置の要否について検討を行ういわゆる健康食品 51 製品の内訳は、以下のとおり。

（１）機能性表示食品等の健康被害情報について

①　機能性表示食品
23製品（令和８年８月１日から令和８年８月31日まで報告分）

②　特定保健用食品
０製品（令和８年８月１日から令和８年８月31日まで報告分）

③　①・②以外のいわゆる健康食品
26製品（令和８年８月１日から令和８年８月31日まで報告分）

※　上記①・②の23製品のうち、機能性表示食品等に係る健康被害情報の情報提供義務化（令和６年９月１日施行）の報告要件を満たす製品は、０製品。

（２）指定成分等含有食品の健康被害情報について
２製品（令和８年８月１日から令和８年８月31日まで報告分）